

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援業務に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
清須市は、妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
清須市長
公表日
令和8年6月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援業務に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、以下の業務を実施している。 本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 【妊婦のための支援給付】 1 妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 妊婦給付認定の取消しに関する事務 3 妊婦支援給付金の支給に関する事務 4 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 妊婦支援給付金の給付情報の提供の求めに関する事務 【妊婦等包括相談支援事業】 1 妊婦等に対し、関係法令等で定められた時期、回数及び方法により面談を実施する事務 2 相談支援情報の提供の求めに関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表127の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 【情報照会・提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 健康福祉部 こども家庭課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。なお、申請者からマイナンバーの提供を受けられない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づきマイナンバーを入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、必要な項目のみ記入するようになっている。また、児童台帳システムの入力にあたっては、必要な項目のみ入力する様式になっているほか、入力者と別の者がチェックしてから完了するように対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月17日	評価書名	妊婦のための支援給付に関する事務 基礎項目評価書	妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援業務に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和8年6月17日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	清須市は、妊婦のための支援給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	清須市は、妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和8年6月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	妊婦のための支援給付に関する事務	妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援業務に関する事務	事後	
令和8年6月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、妊婦のための支援給付として妊婦給付金の給付を実施している。 本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 1 妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 妊婦給付認定の取消しに関する事務 3 妊婦支援給付金の支給に関する事務 4 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 妊婦支援給付金の給付情報の提供の求めに関する事務	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、以下の業務を実施している。 本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 【妊婦のための支援給付】 1 妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 妊婦給付認定の取消しに関する事務 3 妊婦支援給付金の支給に関する事務 4 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 妊婦支援給付金の給付情報の提供の求めに関する事務 【妊婦等包括相談支援事業】 1 妊婦等に対し、関係法令等で定められた時期、回数及び方法により面談を実施する事務 2 相談支援情報の提供の求めに関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ④法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155の項 【情報提供の根拠】 なし	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 【情報照会・提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155の項	事後	
令和8年6月17日	IV リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か【十分である】	【 】接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か【十分である】 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か【十分である】	事後	